

# 大韓民国産及び中華人民共和國産 溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税

令和 4 年 1 1 月 2 4 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会特殊関税部会  
財 務 省 関 税 局

# 調査の概要等

## 調査の概要

- 政府において、関税定率法第8条に基づき、大韓民国（以下「韓国」という。）産及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産溶融亜鉛めっき鉄線に関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、調査を実施。

### 【調査対象貨物】

- ・溶融亜鉛めっき鉄線
- ・輸入統計品目番号：7217.20-019又は7229.90-990\*  
（協定税率：無税）
- ・特徴：鉄線の表面に高温で溶かした亜鉛をめっきしたもの
- ・主な用途：金網類（フェンス等）、有刺鉄線、パルプ結束線等

\* 調査において、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線が、当初の調査対象貨物（鉄又は非合金鋼の線材を原材料とする溶融亜鉛めっき鉄線）と実質的に同一であると認められたことから、令和4年4月28日に調査対象貨物を拡大。



【貨物の外観】



【用途例】（金網）

（写真提供：国内生産者）

※韓国及び中国からの輸入は、令和2年度は総額40.3億円（財務省貿易統計）

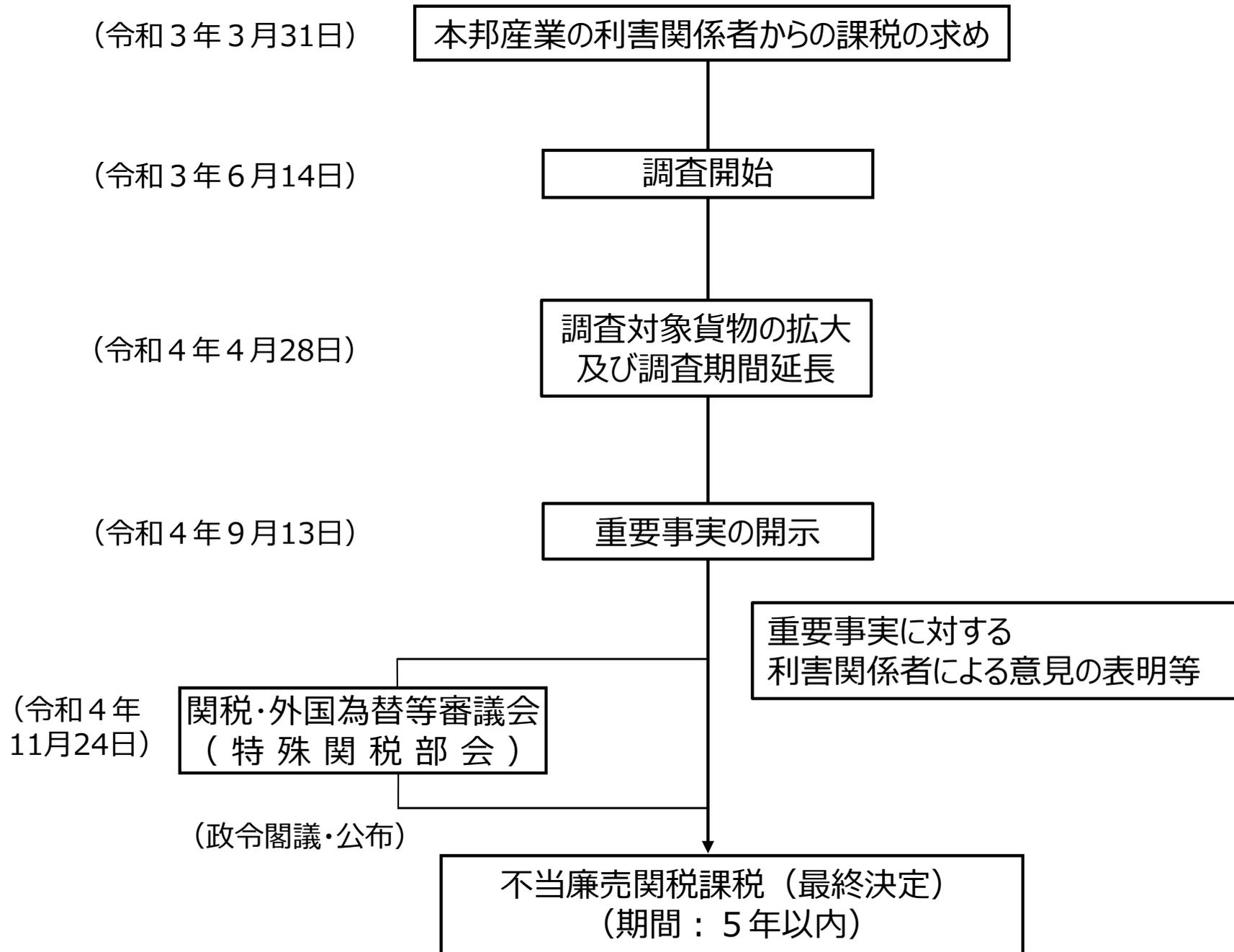
### 【調査対象期間】

- ・不当廉売された貨物の輸入の事実：令和2年4月1日～令和3年3月31日
- ・当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：平成28年4月1日～令和3年3月31日

## 不当廉売関税の課税要件（関税定率法第8条第1項）

- 不当廉売された貨物の輸入の事実が認められること。
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められること。
- 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

# 調査・課税手続の流れ



# 不当廉売された貨物の輸入の事実

## 不当廉売差額率の算出

$$\text{不当廉売差額率 (\%)} = \left( \frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} \right) \times 100$$

- 韓国の正常価格及び輸出価格並びに中国の輸出価格
  - 供給者2者（韓国1者、中国1者）  
提出された証拠及び情報、並びに現地調査の結果等から算出。
  - その他の供給者  
調査当局が知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）によって認定し、供給者の価格のうち現地調査で確認した一部の輸出取引、貿易統計等から算出。
  
- 中国の正常価格  
市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、比較可能な最も近い経済発展段階にある国（代替国）の企業の価格情報等を用いて算出。

## 調査結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。
- 算出された不当廉売差額率は10.42%～43.42%。

【表1】 不当廉売差額率

国（供給者名）		不当廉売差額率
韓国	（韓国線材）	10.42%
	（その他の供給者）	26.04%
中国	（ベカルト青島）	29.10%
	（その他の供給者）	43.42%

# 実質的な損害等の事実

## 検討

- 不当廉売された貨物の輸入

⇒ 本邦需要に大きな変化がない中(A)、韓国及び中国産品(B)は、調査対象期間において、本邦における市場占拠率を拡大した(D)。また、本邦産の同種の貨物（本邦産品）を常に下回る価格で輸入され、販売された(G)。

- 本邦産業への影響

⇒ 本邦産業は、取引先への販売機会を失う等により、売上高(H)及び営業利益(I)は大きく減少した。

- 因果関係

⇒ 韓国及び中国以外の国からの貨物による本邦産品の価格への影響などは特に認められず、韓国及び中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が認められた。

【表2】 本邦産業の状況

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
本邦需要量(A)	100	98	102	106	97
韓国・中国産品の輸入量(B)	100	98	128	160	144
本邦産品の販売量(C)	100	100	93	89	83
韓国・中国産品の市場占拠率(D)	100	100	125	151	148
本邦産品の価格(E)	100	106	115	117	112
韓国・中国産品の価格(F)	100	107	123	120	116
価格比 (%) (G) *	70~80	70~80	70~80	70~80	70~80
本邦産品の売上高(H)	100	105	107	103	93
本邦産業の営業利益(I)	100	56	40	88	88

凡例：表中、平成28年度の数値を100とする指数を記入((Gを除く)

(G)は、非開示データのため、数値のレンジを表記

\* 価格比 (%) (G) = (韓国・中国産品の価格(F) / 本邦産品の価格(E)) × 100

## 調査結果

- 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

# 重要事実の開示

## 重要事実の開示

- 令和4年9月13日、すべての利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実として以下を通知。

### 重要事実記載事項

- 調査対象貨物、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入と実質的な損害との間の因果関係

(参考) WTOアンチダンピング協定 第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならぬかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

# 利害関係者からの主な意見（重要事実に対する反論）

利害関係者からの反論	調査当局の見解
<b>1. 【総論】調査対象貨物からの除外要請（輸入者）</b>	
1.5mm超1.9mm以下の線径を、調査対象貨物から除外すべき。	調査対象貨物から1.5mm超1.9mm以下の線径を除外すべきことについて、期限内の証拠の提出は無かった。
<b>2. 【不当廉売輸入の事実】代替国の正常価格（海外供給者）</b>	
代替国の正常価格の原価要素や算出方法等の非開示部分は、利害関係者の利益の擁護のために開示されるべき。	報告書において、基本的考え方として全ての原価要素と算出方法等を開示済。また、調査の当事者が秘密情報として提供したものは正当な理由が示される場合には秘密として取り扱われる。
<b>3. 【不当廉売輸入の事実】中国の供給者（海外供給者）</b>	
独立経営であり、支配関係のない2者を、1事業体と認識して、不当廉売関税率を同じ税率で算出すべきではない。	同2者は、共通の商業目的を達成するために相互調整が可能のため、不当廉売差額を算出する上で1事業体として取り扱うことが相当である。
<b>4. 【不当廉売輸入の事実】中国の輸出価格（海外供給者）</b>	
調査に協力しデータの正確性を証明した。データの一部ではなく提出されたデータ全体を使用して輸出価格を算出すべき。	質問状回答及び現地調査において、提出された資料に正確性の確認できないものがあつたこと等からすれば、輸出価格に、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）を適用することは妨げられない。
<b>5. 【不当廉売輸入の事実】韓国の不当廉売差額率（海外供給者）</b>	
韓国線材の不当廉売差額率を計算すると、10.42%ではなく10.39%である。	韓国線材の不当廉売差額率を10.39%とする主張は、控除すべき取引の数量を反映せずに算出されており、計算誤りである。
※ 申請者から、重要事実の内容を支持する意見等並びに海外供給者及び輸入者からの反論に対する再反論の提出あり。	

重要事実の内容を変更する必要はない。

## 調査結果

- 「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」に関する事実認定が確定。

# 不当廉売関税の課税

## 本邦産業保護の必要性

- 不当廉売された貨物の輸入の事実： 有
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実： 有
- 不当廉売関税による本邦産業の保護の必要性を否定する特別の事情： 無

不当廉売輸入による損害から本邦産業を保護するために、不当廉売関税を課する必要性が認められる。

## 不当廉売関税の課税

- 不当廉売関税の課税要件を満たしていることから、表3のとおり不当廉売関税を課することが適当（期間は、WTOアンチダンピング協定及び関税定率法第8条第1項で認められた期間内である5年間）。

【表3】不当廉売関税率

国（供給者名）		不当廉売関税率
韓国	（韓国線材）	9.8%
	（その他の供給者）	24.5%
中国	（ベカルト青島）	26.5%
	（その他の供給者）	41.7%

（注）不当廉売関税率 = （不当廉売差額 / 本邦輸入価格） × 100

（参考） 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方

